

令和7年 第10回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年9月22日 月曜日
2. 総会招集の期日 令和7年9月22日 月曜日
3. 開会の日時 令和7年9月25日 木曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

1番	平子良之	委員	2番	片倉	功	委員
3番	小林美和子	委員	4番	平博之	委員	
5番	青木久美子	委員	6番	工藤俊昭	委員	
7番	渋谷吉介	委員	8番	青木龍哉	委員	
9番	寺嶋嘉春	委員	10番	安部剛	委員	
11番	椎名一志	委員	12番	高橋忠	委員	
13番	鈴木憲一	委員	14番	井渕博昭	委員	
15番	鈴木淳一	委員	16番	高橋剛	委員	
17番	寒河江忠	委員				
6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

高橋嘉樹	事務局長	三浦美佐子	補佐
井上克俊	係長	深瀬柊介	主事

議事日程

令和7年9月25日 木曜日 午前9時00分開会

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 報告第13号 非農地証明願について |
| 日程第4 | 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第32号 農用地利用集積等促進計画(案)について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和7年第10回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について 議長より指名させていただきます。議席番号9番 寺嶋 嘉春 委員、議席番号10番 安部 剛 委員のお2人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第2 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 報告第12号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この3件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第3 報告第13号 非農地証明願について 事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第13号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この2件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第4 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について6件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第30号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1は 鈴木 淳一 委員をお願いいたします。

○ 15 鈴木 淳一 委員

はい。1番の圃場については「畑」ということで、フラワー長井線沿いにある土地であります。今回申請された譲受人の●●●●さんは新規就農という形ではありますが、農業経験はなく、今後耕作を進めていく中で機械も少しずつ揃えながらやっていくという内容のようです。現地圃場については、現在、一部野菜などを作られておまして、約半分くらいがカヤで、前から生い茂っています。そのカヤを刈って地区のヤハハエロ用に充てたいということ、今後そこはカヤを作っていきたいということ、半々の運用で進めたいということのようです。営農計画等もきちんと出されておまして、その内容からすると今後農地を増やすような機会があれば、作物の売り出し等もやっていきたいということのようです。ただ、圃場については少し奥まったところにあり隣の圃場のわきを…管理機が通れるくらいの幅の通路を通っていくということでありました。実際、作物も作られておりますし就農計画や現地を見る限り、様子を見ながらにはなりますが、問題はないだろうと判断をいたしました。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

続いて、番号2を 寺嶋 嘉春 委員にお願いいたします。

○ 9 寺嶋 嘉春 委員

2番について調べてまいりました。貸人の〇〇〇〇さんから借人の●●●●さんに、ということになるわけですが、●●●●さんは75歳以上で高齢ではありますがこの地区では専業農家で一生懸命なさっておられます。そしてこの圃場については●●●●さんの作業小屋の近くの圃場でありすごく便利がいいということでお借りするということでもあります。機械等々はすべて揃っており全然問題ないと思っております。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

次に、番号3から5は 渋谷 吉介 委員にお願いいたします。

○ 7 渋谷 吉介 委員

番号3から5について説明申し上げます。先月の総会の時にも話しましたが、借人の●●●●君は今年の3月まで置賜農業高校の実習教諭を15年勤め、現在は一生懸命担い手として農作業を頑張っています。水稻面積は約12haであります。事務局から連絡がありまして現地確認をしましたが何ら問題はないと思います。また、この貸人の〇〇〇〇くん、□□□□さん、△△△△さんの周りも●●●●君が作っていますので何ら問題はないと思いました。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

次に、番号6は 鈴木 憲一 委員にお願いいたします。

○ 13 鈴木 憲一 委員

6番でございます。会社設立によります法人への権利設定ということで〇〇〇〇さんはもちろん皆さんご存じの通りでございますし、代表の●●●●さんは若手農業者として本当に一生懸命頑張っておられる方であります。何ら問題ございませんのでご報告させていただきます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。なお、番号6は私に関係がありますので農地法第3条の規定による許可申請6件のうち、この1件を除く5件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

○ 4 平 博之 委員

はい。

○ 寒河江 忠 議長

4番 平 博之 委員。

はい。番号1の新町の案件でお伺いしたいと思います。今回、譲受人の●●さんが今回、新規就農者ということで、申請事由にある「農業新設」というのは今まで聞いたことがないのですが、どういった意味なのか事務局のほうで説明をお願いします。

○ 寒河江 忠 議長

事務局お願いします。

◎ 井上係長

はい、これは今回初めて使ってみたのですが、本来だと「譲受人の申し出によるもの」と書くべきだったかと思ったのですが、今回初めて3条の案件で新規就農者ということで、申請書にこのような事由で書いてあったもので、そのまま入れさせていただきました。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

平委員、よろしいですか。

○ 4 平 博之 委員

本人がこれから農業を始めるので書いた、ということと理解します。ちなみにこの方は何歳でしょうか。

◎ 井上係長

69歳です。

○ 4 平 博之 委員

わかりました。これから新町のフラワー長井線の不便な場所だと思うのですが、そこをうまく利活用して耕作していくという地元委員の説明でしたので理解しました。ありがとうございます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に 2 番 片倉 功 委員。

○ 2 片倉 功 委員

休憩をお願いします。

○ 寒河江 忠 議長

はい。ここで暫時休憩を挟みます。

休 憩 (9 : 1 5)

再 開 (9 : 2 5)

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。他にご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑、ご意見ないようですので、採決いたします。議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請のうち番号 6 を除く 5 件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請のうち番号 6 を除く 5 件について、これを許可することに決定いたします。番号 6 は私に関係がありますので、ここで議長を交代いたします。

— 議長交代 —

○ 高橋 剛 臨時議長

ただいま議長交代しました。ここで農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により寒河江忠委員の退席を求めます。

— 寒河江 忠 委員 退席 —

○ 高橋 剛 臨時議長

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請のうち番号 6 の 1 件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 高橋 剛 臨時議長

ご質疑、ご意見ないようですので、採決いたします。議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請のうち番号 6 の 1 件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 臨時議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請のうち番号 6 の 1 件について、これを許可することに決定いたします。ここで寒河江 忠 委員の復席を求めます。

— 寒河江 忠 委員 復席 —

○ 高橋 剛 臨時議長

寒河江 忠 委員に申し上げます。ただいま議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請のうち番号 6 の 1 件について、これを許可することに決定しましたので告知いたします。

ここで議長を交代いたします。

— 議長交代 —

○ 寒河江 忠 議長

議長交代いたしました。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第 5 議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 3 件を議

題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第31号朗読後、説明 —

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、今月は3件でございます。1番 花作町の2筆で地目が田及び畑で面積が合計102㎡でございます。権利種別は所有権移転。譲渡人：花作町在住の〇〇〇〇氏。譲受人：同じく花作町在住の●●●●氏です。転用の目的：雪捨場設置のため。概要：現在、譲受人住宅の周りに雪捨場がないことから、隣接する農地の一部を雪捨場として購入するため申請するものでございます。費用面：土地取得費が総額で■■万円。総額：■■万円です。要件：当該地は第3種農地に該当するため許可は可能となります。造成は行いません。法面は生じません。取排水は該当なし、雨水は地下浸透します。位置関係についてですが、北側は田及び畑、南側は公衆用道路、水路を挟んで宅地、東側は宅地、西側は田及び畑となっております。周囲への影響ですが、建物を設置しないため周辺に及ぼす影響は少ないと思われま。続いて番号2は草岡字仁府前の1筆。地目が田、面積が129㎡でございます。権利種別：所有権移転、譲渡人：〇〇〇〇氏 譲受人：株式会社▲▲▲▲代表取締役 ●●●● でございます。転用目的：倉庫の購入及び駐車場の設置でございます。なお、こちらは先ほど申し上げました面積129㎡の他に併用地としての宅地が138.91㎡でございます。続いて概要です。当該会社の業務上倉庫が必要となったため、会社の近隣の土地に所在する倉庫と敷地を購入することとなりましたが、購入した敷地脇に位置する申請地に業務円滑化のために駐車場も整備する必要もあり申請するものでございます。費用面：土地取得費は総額■■万円、造成費■■万円、その他■■万円、総額■■万円です。要件：当該地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当するため原則として許可できませんが、既存施設の拡張に該当するため許可は可能となります。造成は約30cmの切土を行います。法面は切土を行うことで勾配がなくなるため、法面は生じません。取排水は該当無し、雨水は地下浸透及び自然流下で、自然に勾配ができている所については自然流下することです。位置関係：北側は用悪水路、公衆用道路を挟んで宅地及び田、なお、この宅地部分については既存施設敷地となっております。南側は宅地、東側は併用地である宅地、西側は用悪水路を挟んで田となっております。周囲への影響ですが、建物を設置しないため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われま。最後、番号3です。時庭字滑志川原 外2筆の合計3筆です。地目はいずれも畑。面積の合計が692㎡です。権利種別：所有権移転。譲渡人：米沢市在住の遠藤秀子氏、譲受人：時庭在住の遠藤修哉、真美夫妻です。転用目的：一般住宅の新築のためです。概要：住宅建築のため申請するもので、本案件は令和7年7月総会の農振除外案件です。土地取得費の総額は■■万円、建築費■■万円、総額■■万円です。要件：当該地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当するため原則として許可できませんが、集落に接続するため許可は可能となります。この場合の“集落”ですが、本地区は“散居村”の様相を呈しているためそちらに関する“集落接続”となります。続いて造成ですが、約30cmの盛土を行います。法面：土留めによる法面の保護を行います。取排水：上水道及び合併浄化槽、雨水：地下浸透及び自然流下となっております。位置関係ですが、北側は用悪水路を挟んで田、南側は公衆用道路・用悪水路を挟んで田、東側は用悪水路・公衆用道路を挟んで田、西側は公衆用道路を挟んで宅地となっております。周囲への影響についてですが、緑地・緩衝地を設けるため周辺に及ぼす影響は少ないと思われま。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。が、説明のために休憩を挟みます。

休 憩（9：35）

再 開（9：38）

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。農地法第5条第1項の規定による許可申請3件についてご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請3件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請3件について、これを許可することに意見決定いたします。

次に、日程第6 議案第32号 農用地利用集積等促進計画（案）について、所有権移転1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第32号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。議案第32号 農用地利用集積等促進計画（案）1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

ご質疑ご意見ないようですので採決いたします。議案第32号 農用地利用集積等促進計画（案）1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手多数 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手多数であります。よって、議案第32号 農用地利用集積等促進計画（案）1件について、これを承認することにこれを承認することに意見決定いたします。

以上をもちまして、令和7年第10回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 9 : 4 1

上記のとおり、令和7年第10回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年9月25日

議 長 会 長 ⑩

議事録署名委員 9 番 ⑩

議事録署名委員 10 番 ⑩